

△討論▽

司会（高橋） どうもありがとうございます。一時間ぐらゐもあると思いますが、最初とりあえず、事実関係についてご質問があればお願いしたいと思います。

柄澤 家族関係についてですね、相川さんは、東北型家族と西南型家族という二つの類型を考えているんですね、それぞれの家族ですね、内容というのは具体的にはどんなことをこの中に込められているのですか。

相川 この東北型、西南型というのはですね、中尾英俊さんと一緒なんですけれども、基本的にはですね、相続の型によって東北型と西南型に分けていますね。したがってそこでは、

土地所有の性格が何かというのが一番の基本にあって、それで分けている。その場合に役割分担関係がどのような特徴を持ち、意識がどういう特徴を持っているかという色付けをしていくということですね。

柄澤 そのへんを具体的に。

相川 だから相続についていえば東北っていうのは長子単独相続型で、西南型は分割なんです。役割分担関係については、ここに一応整理してありますけれども、東北型っていうのは一つは所帯主の占める割合が相対的に多いということ、家族間の役割分業が明確であるという事。その逆が西南型です。あと、意識についてはですね、この意識についてはあんまり差が出てなくて、あの、項目のとりかたによりますけれども、意識については規範として規範化されているか否かということ、その規範の自身がどうかという二つがあるんですが、規範化されているかどうかについては、どちらも支持率が高くて、しかも自立的な論理の体系を持っているという意味においてはどちらも同じなんですけどね。ただ、東北型と西南型についていえば、東北型は財産とかね、そういうことに拘るのが東北で、まあ大雑把にはですね、それで、あのもうすこしこう人間的要素っていうんですかね、血縁とかですね、そういう血縁に伴う役割とか、そういったことにウェイトをおくのが九州あたりだと思えますね。

渡辺 「家」と括弧が外れている家とは何か区別しているのですか。

相川 同じ意味で使っています。もともとは括弧付けていたんだけれど括弧付けるのが煩わしくなってきたんです。

渡辺 家と家族とは同じことですか。

相川 家といった場合には伝統的な家、まあ直系型の家をして、これは括弧付きも同じです。家族といった場合には普遍的な小家族結合としての家族をいっているんですね。

司会 渡辺先生とはだいぶ意見の違いがあるでしょうけれども、また後で議論していただきたい。ところで、西南型というのは九州を指しているんですか。

相川 地域の類型としては九州ですね。

司会 末子相続が行なわれているような。

相川 まあ末子相続も、北九州も、西南九州も含めて。

司会 そうすると近畿地方の家族はこれは東北型ですか。

相川 近畿地方は私のあれでは東北型ですね。

磯辺 二十ページで中野卓さんを引用されています、「私も大体これと同じだ」と申されたわけですが、ここをとくにロー

マ法的な家父長制というふうに限定されているんで、質問しにくいんですけども、一般的に家父長制とわれわれ、あるいは戦前とくに昭和二十年代から三十年代にかけて家父長制の崩壊というようなことをだいたいしました。その家父長制なるものところで言わんとしている家制度体、先程のなんですか、渡辺さんのご質問にも関連しますが、家制度体というのはやっぱり違うように区別して、さらに家というのと家制度体というのは同じものとして捉えていらっしゃるんですか。そのへん、概念をひとつこう、少しずつ違うものと捉えるんですか。

相川 中野さんのこのローマ法の家父長制ってやつはですね、たぶん喜多野さんとかが言っておられるやつを基本的に

踏襲されていると思うんですね。で、そのローマ法の家父長制っていうのは何か、どういう概念かというのと、まあ伝統的権威というのを背景にしてですね、こう、家族員を統制するわけですけども、その統制の仕方が、そのひとつは、家長個人の恣意性ということがかなり前面に出ているというのがローマ法の家父長制のひとつの特徴であるというふうには。

磯辺 家父長個人のなんですか。

相川 恣意、自由というんですかねえ、ていうなかで発現されているというローマ法的家父長制の特徴に対し、日本の家父長制における家長はですね、家制度自体がひとつの権威であって、家長もその中の一員として家長の役割を担うという、そういう分担をしているというものであって、家長個人の恣意性っていうのが、比べれば比較的弱いという違いがあるという区別はされているんですね。まあ、中野さんがここで言っているのはそういう意味であると。

磯辺 川島武宜さんが言っておられるような家父長制のあるいは地主制的な家族とはちよっと違うんですね、概念規定の仕方が。質問とも聞こえるんで、後でも結構ですよ。

司会 違うのでしょうか。焦点、ある程度大きな焦点を頭に入れて……。川島さんの地主的、封建的……というのは。

相川 だから封建的と家父長的っていう概念は分けるべきだと言っているわけですが、喜多野さんが言っていて、これはヴェーバーが言っているわけですが、喜多野さんは日本の、そのたとえば同族関係なんというのは一般的には封建的って見られるんだけど、あれは、その家産的だと捉えるべきだと。封建的と家産的の違いは、

封建的というのは一応主人と従者というのが独立していて、それのご恩一奉公のいわばパーターが封建的の中身だけれども、家産的っていうのは、財産の分与をまあするというのを基盤において、そこで結ばれる社会関係はいわゆる恭順関係なんです。で、組織されるのが家産的な関係で、それを一般には何か一緒にたにいうんだけれども、これは概念は区別されるべきで、同族、社会学で言う同族関係って言うのは、そういう家産的ピエテートと関係があるというふうに理解するというふうに言っていますね。

磯辺 その家産制なるものと家制度体というのはやっぱり違うんですか。

相川 喜多野さんは一緒だって言うし、私もそう思うんですね。

司会 内容にかかわること何かご意見があったら。渡辺先生は家を村との関係でお考えになってますね。ここではどちらかというとは切り離されて考えられているような感じを受ける。有賀さんを紹介されているわけですが、家連合の中で家をつかまえる。あるいは村と家との関係で、渡辺先生はつかまえられるわけですが、そのあたりから何か。

渡辺 今日のお話のような場合に家族、ファミリーと、本当の意味は私もよく理解できないんですが、まあ、日本の通常家族と社会学で言っている家族は一面であって、その生活共同体の最初の単位としての……。それには今日、報告があったような家というものはねえ、何かあると、そう考えるから、特殊な、一般的には旧い時代の家族に家があって、それが近代化するにつれ家っていうものはなくなっちゃう、というその辺が今日の話のひとつのポイントじゃあないかと私は思う。で、社会的な一般家族論もあっ

たり、特殊な農村のあれもあったり、漁村の場合はこうだったとか、一般社会学でその家族っていうのは社会学者じゃあないからよく分かりませぬけれども、その家族というものはいわゆる最小集団で、それでスタートしてその中の構成員のいろんな関係が家族社会学の主要なテーマであると思う。それに制度的、今日言われた制度化された家ってものはですね、都市社会にもあるかもわからない。日本の都市社会には完全にあるですね。葬式、結婚式には何々家、何々家と出てくる。いぜんとして特殊な場合に突如として何々家が出てきてご本人同士がどこかへ消し飛んでしまう。お祝いの会でも「家」の話があって「個人」の話があって、だんだん個人の話が出てきた。これ、ずっといけば、そういう家的なことがなくなってしまう。そうすると日本における農村の家もなくなるだろう。むしろ私なんかなくしてしまうべきじゃあないかと思っているわけです。けれども、その辺を今日のお話の結論は制度的にあって、まだ自分その機能が残ると、こういうわけですね。制度的というのは制度としての、家がひとつの制度として機能を持って、そのことが、日本の農業のこれからのプラスになるのかマイナスになるのか、これちょっと問題外れますけれども、そこそこ私もよく勉強してないから分からないけれども、何かそこそこをひとつご議論して頂けたらという私見です。

司会

あの、たとえば山根さん、森岡さんでも伝統家族の本がありますよね。要するに夫婦制家族と直系制家族とを両極端において、非常に規範が厳しい場合には戦前型ですと直系制家族が出てくる。夫婦制家族と直系家族との間にはね、中間形態がいっぱいあって、流動していると。日本の都市家族の場合もですね、純

粹型というのではなくて、この直系制的なね、そういうような、あの、ここには引用されないわけですから、まあ核家族研究者な人ですけれども、森岡先生なんかどちらかというところね。そういう議論も農村社会学になんかどちらかというところね。そういうのつながり、せつかく提起して頂いたんで、いま、あの渡辺兵力先生のね、おっしゃった議論なんかと絡み合わせて、考えて頂けたらと思つたんですが。この辺り議論ないでしょうか。

渡辺

村がなくなれば家もなくなっちゃう、荒っぽい言い方をすればそうなるんで、村が家を必要としてるし、家を捨象して、むしろ一つ一つの家の、家族の機能というものを中心にしたお話で、大変勉強になったんですけれど、今のお話し、村と家との関係、どうしても家を理解するには方法的に必要じゃないかという、実は前々からの意見です。だけど、その議論は今日の議論としては省略すべきだと思います。この村を省いても家の議論が十分成り立つということ、理解できるんじゃないかと。それは一種の家族論、社会学における家族集団論、一般社会学のそれと農村の、日本の農村のそれとの結びつきとしてですね。

相川

今日のタイトルでほんとは、社会ってのをに入れて、集落ってのをに入れてたんですね。そのことでもなんだろうって思つてみますと、まあ家論やってですね、家論から集落論へつながっていく、あるいは社会学へつながっていくという議論がいくつもあるわけですね。で、それをまあ、検討しようと思つたんです。時間がなくてやりませんでした、で、戦後の集落論はですね、そういった家から村へつなげる議論をひとつ横においてね、それでない論理

をどう見つけたしていくかという、たとえば渡辺先生のやつも出てくるしねえ、いろんなやつが出てくる。そういう議論展開であったんじゃないかと思ひますけれども。

司会

渡辺先生、そのあたりでご意見ありませんか。

渡辺

あの先程からの続きになりますけれども、家父長制と區別した意味で、家父長制、典型的にはヴェーバー的なものを考えといて、こちら側で、日本の家、括弧付きの家と言われたい家制度で、これは家産制であると相川さんは断定された。それが更に、こう家族形態として問題をつないでいくために、家族形態として、何といたらいでしょうか、直系家族制か、一子相続形態を持った直系家族制というものと、この家制度、家産制ということ、こう、何て言いますかね、連続した概念として捉えてよろしいですか。そう捉えていらっしゃるんですか。

相川

あの、家っていった場合には、川島さんが分けているように家父長制的な家とですね、それと家父長制とまではいらない、しかし直系家族制の家があつてですね、で、あのこれを分ける人もあれば、一緒にたにいう人もあつて、私の場合は、一緒にたにしていて、ただ一緒にただけでも、家父長制的家っていうのは一種の典型であつて、一般的ではないと思うんですね。

渡辺

いや質問の意味は、家父長制は、ちょっと今の中野卓さんに従つて横に置いておいて、その家産制と、あるいは家制度と言われたときに、その中身は直系家族制を言っておられるのかと、一子相続的な形でもって。

相川

そうですね。

磯辺

で、夫婦家族的な、分割相統的な形態はそこには含めていないと言ったことですね。

相川

夫婦家族と対比する意味での直系家族イコール家というふうにいっているんですね。

川本

よろしいですか。どうも私には整理がつかなくて、家と家族の違いなんですけれどね、最初は家族社会学、家族社会学というのはまず常識的に家族と言いのを前面に出してやられてきているわけですけど、なんかお話のなかでは、家の方に関連して出てきても家族と家というのは区別されて、お考えになったのか、よく分からなかったんですが。家族とおっしゃって、形態だけでいうときは家族という表現なんです。

相川

あの、家族と家といった場合に、磯辺さんの言われたい方を、それを片や家というような言い方をしているんですが、ただ、その家のなかにもいわゆる家族結合というね、夫婦家族が持っている結合原理は実は家のなかにも内包している。これは他の人も言っています、そのように思っているわけですね。ただ、それが、そのいわゆる社会的歴史的な家形態から来るですね、いわば制度化された、まあ、家部分ですね、家部分と結合して、家の方がいわば家族の論理を、家族結合の論理といわば同化しているというんですか、そういうものとして、総体として家というのをいっているんです。

司会

川本先生はファミリーといった場合、大変に広くお考えになっていて。確かに私はファミリーという形で非常に広いね、集団を考える。それはむしろ古い形態じゃあないかという

ようにも僕も思うんですね。ですから概念整理、やっぱりそのあたりを。やっぱり時代とともに変わりますから家族概念自体がですね、変わりますから、発生的なですね、それが歴史的社会的に変わってきた段階の意味づけと、やっぱり、あの整理しなけりゃいけないんじゃないかと。あの、昨日も長谷川善計さんが本送ってくれたんですけど、中世末期の家というものと江戸時代初期の家というものと、ですね、下人などを抱えた、あの何とか体制といわれた、役人としての百姓株と、下人いっぱい抱えていますよね。それが家であるという段階と、それから小農経営体が分離してきて、それが長男単独相統に、小さな家ですね、そういういろんな段階の家があつて多少発生的な議論を踏まえながら、歴史推移のなかで何か我々の使っている家概念を整理していかないと、先生のおっしゃっているファミリーがかなりの歴史段階違うようであつて、現在でもやっぱりファミリーっていったばあい、ケネディファミリーっていえばあるわけですから、そういうあたり概念整理を、川本先生から教えて頂こうと思つて質問したんですけど。

川本

形だけは夫婦であつてもね、家っていう表現でいいよの家族社会学では、家族、家族といつて家族論議は終わるんですけども、われわれは……ちょっとごめんなさい、すこし整理します。まあご意見がございましたらお出し下さい。長谷川先生いかがでしょうか。

司会

長谷川

特に家と家族というのを区別して考える場合にですね、まあ私なんかは非家的家族っていうのを考えてみたいと

思っているわけですよ。で、今年、私、村研年報の編集委員をやっています。今年、昨年ぐらい沖繩の調査の文献が多いわけですね。そのへんの調査をやったとすると、明確には家といえない、あの、家族というのが出てくるわけですね。それをどういうふう位置付けるかというのとはなかなか難しいんです。けれども、一応、非家族的な家族と家的家族というふうに分けてみて、たとえば非家族的な家族というのはまだ、その、家、下からの家制度とか家意識とかじゅうぶん成熟していない。つまり家産制度、さらには例えば小農経営形態というのがはっきり確立していない段階の、そういうのがひとつあるんじゃないかということですね。そういう非家族的な家族というのがしだいに家制度が確立されて参りますと、まあ家型の家族っていうんですか、私は家志向型の家族という変な名前をつけていますけれども、そういうふうなものが出てきて、それが更に最近になって参りますと、あの、あんまり、自分の持っている家産、土地ですね、そういったものに、まあ、経済的価値というものが少なくなつて参りますし、新しい民法、そういうような影響も受けまして農村部分においても、新たな非家族的な家族、これを個人志向型家族と、こういうような名前と呼んでおられますけど、そういう家族形態が新しい家族として出てくるんじゃないかというひとつの仮説をたてて、まあ私なんかこうやっているわけですけども。そういうふうな意味です。ねえ、私のそういう考え方にも弱点がありまして、いわゆるまあ家族でない家というのはもう少し違った、あの、村の、地域社会にひとつの単位であるちゅうような考え方がずいぶんあるんじゃないかと。つまり農村的なネットワークないしは地域社会の

ネットワークというのが、社会関係のネットワークというのが、あるわけですけど、その中に、占めるひとつの位置、というふうな意味で家というのが使われているんじゃないかと最近思ひ出しました。ですね、何か考えなおさなければならぬというところで、ちょっと私自身もそういう意味では混乱をしておいて、明確に言うことができないというのが現状なんですけれど。あの、まあ、例えば非家族的な家族と家的な家族を分けてみるっていうのはいかがでしょうか。相川 それはそうだと思うし、東北型とか西南型のあれは直系家族のなかのヴァリエーションみたいなつもりで言っていると申すんです。そういうんで、いわゆる典型的な家制度から、それが、こう、そうでもない形にいくつかの分類ができると思いません。これもまた変動しつつあるであろうと。

長谷川

もうひとつ東北型と西南型という分けかたで、まあ西南型は九州だと、まあ、おっしゃられたわけですけど、その際、関西の家というのかなり西南型じゃあないかという感じがしますんですけどねえ。あの、まあ、私が前に兵庫県の龍野市の村に調査に行ったとき、その区長さんが、つくづくとういうんですねえ。私どもの村は長男単独相続じゃありません。つまりその子供にその全部財産を分けてやらなきゃあならない。多いか少ないかという、そういう差は、長男は少し大目で、二三男は少ないのはありますけれども、かならずこう分割しているというわけで、そういう点から見ますと、今おっしゃられた九州の分割相続に似てくる。そこにたまたま新潟の出身の学生がいます、私のところは絶対にそういうことはしません。長男は全部相続しますというふうなことを言っていて、これはいい制度だと、区長さんがむしろ羨ましがって

たわけですね。そういう、都市の近郊だからなのか、西兩型だからなのかという区別はつかないんですけど、近畿の農村にも、こう、分割して分け与える、そして土地を分けられない場合は学校へ行かせるとかね。何かそういう形で財産を分与する制度がかなり行き渡っているんじゃないかというように思いますね。

司会 どうでしょうか、いま言った都市近郊ではどこでも財産は分けてもらいますがねえ。関西は旧い時代には年齢階

梯型社会が広がっていたといわれる。そういう形が家制度に巻き込まれながら、その残ってきた形態なのか、近代の都市化でね、次三男にこう分けざるをえないのと、黙っちゃいないと、次三男が。そういう形のものなのか。

長谷川 子供に分け与えるという考え方は戦前からやっぱりあったわけですね。

司会 あったわけですね。すると、かつて広がっていたといわれるね、ものがずっと存続していると。

長谷川 ですから子供が次男でも大きくなればかならずなんぼか、田んぼを分けてやると。いわゆるこういう考え方はあったんですね。

渡辺 それは分家とはちがうですか。

長谷川 分家ですね。

渡辺 分家でしょう。だから家ちゅうのは分かれるっていうことなの。中身はいろんな分けかたがあるわけで、沖繩なんかは本州のあちこちとは違う。けれど何んで分けなきゃあならないのか分らない。家を分けることに何か生きて行くために必要な社会的意味があるらしい。

長谷川 分けても生活できるという、そこが。

渡辺 そうですね、それはまさに今日の生産力の、その地域地域の経済面の再生産の全体構造の中で決まることなんですよね。限られた極めて地域的に限定された資源に依存している段階と、それがだいたいぶ村を越えたフローによって暮らせる経済段階と。

司会 分けても暮らせるというんじゃないかと、分けないと暮らせない。

渡辺 分けないとその社会のなかにいられないというものがあ

るらしいんですよ。

磯辺 その場合には分家ということと、家制度が前提にあって分家する、まあ暖簾わけみたいなものですね。分家という

ことと、例えば沖繩社会あるいは鹿児島もそういうふうに近いと思

いますけれども、この場合には家がそもそもなくて、あの、土地

を分けているという、こういうしかけですね。分けたら…

渡辺 その、その時の家…

磯辺 家はないんですよ。

渡辺 なせ家がないんですか。

磯辺 じゃあ逆に家、家制度とは何かと、こうなる。何にもないわけ。屋号がないとか、家柄が良いとか悪いとかということも。

渡辺 ないですね、それを家産制と結びつけて、やっぱり家制度を相川さんは理解される。その点では私は賛成です。

磯辺 家産といったら家の財産で、家があることが前提にある。

渡辺 はい、その場合はね。

家なし財産っていうのが。

概念でゆくと、農家の家は説明しにくくなるのではないか。

相川

中根千枝さんと研究会やっただんですが、同じような議論が出てですね、あの、もともと生産力が低い段階では、家っていうのはあんまりなくてね、ある程度の段階になってくると出てくるだろうと。しかしそのある程度の段階っていうのは、それはその極めて厳しいですね、資源としての土地に頼らざるをえない、しかしそれに依って立って、ある程度、生活は一応成り立つという、そういう段階で家っていうのは形成される。それが日本においては江戸期であろうと。という話になって、で、したがって経済状況のある種の資源の稀少性、厳しさ、といった、しかしある程度のレベルがある、そういうなかで家が形成されるという議論はありますね。そういう条件で日本の家制度というのは生まれてくるという議論をされれば、じゃあ、同じような条件は世界各地にいろいろあるんじゃないかと。で、なぜ日本では家制度が発達して、よその地域では発達しなかったか、という議論になった。それについて中根さんは根本の根本は日本の社会の結合様式がある。それはイースト菌みたいなもので、経済的条件が、その、整えば家として醸成する、したがって根本の根本はやっぱりその結合様式というふうに言われたんですね。

磯辺

意識で説明するわけですか。あなたの三つの区分でいうと。

相川

だから社会関係のところですね。意識につながってくると人間の結合様式というところで中根さんは説明された。生産力が低いときは、家っていうのは生まれてこないっていうような理解ですけど、どうも疑問です。その、自

川本

覚されてこないんであって、自覚される以前の無自覚的なね、家の形成っていうのは最初からあるんじゃないか。ていうのは、なんかね、カマドの灰しかないのである家でもね、カマドの灰が意味がある。カマドの灰を握っているということは社会的に意味があればね、そのカマドの灰っていうような生産力からいけば詰まらんものでも、家の下部構造になるんじゃないかなという気がするんですけどね。

相川

その点はね、経済条件について議論が錯綜しちゃったんですね。本当に、われわれは厳しい条件があれば家は成り立しないけれども、ある程度になったらあれだろう。これは西南九州と内地と比べていっているわけです。中根さんは逆だったんですね。要するに、資源が豊富なときには家は形成しなくともよい。しかしそれが手詰まりになったときに家は形成される。それがまあ江戸の中頃だと。そういうふうには言うんですね。

司会

まあ沖繩だって割替え、割地制ですか。「ヤー」があって長男が相続しているわけですからね。相続する財産が何にもないところで相続がある。山を、海を、宅地まで全部割地的にやられているの。そういうところで、あの、まあ、川本先生のおっしゃるような、日本の本土の家とは違って、「ヤー」というのがあって、まあ少なくとも江戸時代のこととは分らないけれども、近世末期からは、どうもやっぱり長男相続である、というのはあるわけですから、それを、しかし、先生がおっしゃるようにね、先生が非常に広い概念で家を捉えているというのもよく分かってますけど、その共通のものとしてつかまえるか、連続したものとして捉えるのか、ちよっと違うものとして捉えるのか、そのあたりやっぱり議論のひとつの重要な点であろうと思います。私はやっぱり概念的に少し区

磯辺

分けるべき財産すらない貧しい土地とこういうふうになりましようか。さっきの話でいうと。そうすると、乏しきものを分かち合つて、こうね、という仕掛に……

渡辺

半農半漁の沖繩の村では圧倒的にそういうものがある。非常に生産力の低い段階ではですね、さっきお話もあつたようにですね、いわゆる日本流の家つてもは成り立たないってことですね。むしろ労働力の共同とか、年齢階梯制とか、そういう村秩序、ユイがあつて、東北型・近畿型というのは、そういう制度は成立できないというひとつの考え方が。どうもそういう解釈もあつたような気がする。

司会

長谷川先生の研究があるんですね。つまり共同体が一体化しなければ、家のエゴなんか認めたらね、どうにもならんと。漁業をやるとき、船の上でそれぞれのことをしていたのでは共同が成り立たない。

渡辺

そうなると年齢の多い、経験豊かな人が物事をよく知っている。その秩序が一番必要だ。その他、将来の労働源である若者に対するトレーニングのしくみ……

司会

では、そういう条件がなくなつたら家が成り立つかというのと、そうではなくて、不思議なんです……

磯辺

長谷川先生のおっしゃつた家のある家族と家のない家族と、ちよつと表現が違つているかもしれないませんが、その家のない家族がだんだん家のある家族に、こうなっていくような方向をひとつ想定されていらつしやるんですか。

長谷川

あの、まあ、もつとも典型的には漁村でしてね、漁村とつたのはあんまり、陸上の土地は多くなくて、海面は普

通漁協であるとか、つまり村が所有してまして、その村の許可なしには勝手に魚をとれない。そうなつて参りますと、家というのは発達することはできない。ぜんぜん家がないというわけじゃありませんけど、村つていうのは未成熟、そういう段階であらうということですね。それと同じことが今度は陸のほうに、例えば共有財産とつたようなものが自然と強くて、それがとくに生産の場合にですね、かなり前面に出てくるような、まあ焼畑と言つて言い過ぎですが、そういう社会では、家というのは余り発達しない。まあ村つていうのはあるでしょうけど、家つていうのは発達していないんじゃないかという、そういう仮説ですけれどね。

司会

日本の特殊性はあるんじゃないですか。村の規制全然ない、と、なくしてね、生産力が低いと、村がね、規定するんじゃない、ありうるんですね。また、日本だからね、家の方向へと、ということが言える。そりゃあ、僕はいつも言うんだけれど、インドネシアでは家の方向へは絶対行かないですね。生産力が上がればですね、この場合は家を形成する方向へいくと。その特殊性もあると思うんですね。そのあたりを考えないと、ヨーロッパのことはよく分かりませんが、やっぱりヨーロッパの家とは違つたろうと。概念がやっぱり日本の社会の中で、唐突にヴェーバーから説明するというのは、喜多野さんあたりやろうとしたわけですが、僕はモデルとしてはいいと思う、比較論をやる場合には。日本の社会の家はそれだけでは説明し切れないのだと思う。比較論はできる。それとの距離を考えて。比較論では便利だが、それで日本を理解したことになるのか。いまいった特殊性の問題と関連しましつてね。生産力が上がれば家を創る方向にゆくと、あまり抽象化した

別しないと、その議論がですね、初期の家々と先生のおっしゃる家と、みんな同じ概念でやっちゃいますと、まあ、もともとは同じに捉えてもいいですけどもね、中間段階で区別しないと、議論が混乱しちゃうんじゃないかという気がするんです。

川本 関連してんですけどね、さっきの西南型と東北型っていう類型区分ですけどね、末子相続が長野県にもあるんですよね。ですから、この類型区分するときに、ひとつの指標で区分せざるをえないということもありますけれども、なぜそこにそうなたかかっていうと、たんにですね、まあ渡辺さんがさっき、今までの考え方について、地域性というのがあんまりでてこなかったんですけど、確かに、そうなんです、これ入れなきゃいけないんですけど、もう少し、私、いろんな指標をね、つき合わせて、もういっぺん組み替えてくる必要があるだろうと思うんですけどね。ですから、東北型っていうのも西南型っていうのも地域的に東北地方と西南地域、西南は九州だけっていうことじゃあなくて、要素が入っている。

これは家族についても類型を考える必要は確かにあって、私も今まで村の類型というのは言われたけれども、家族に関する類型の研究っていうのも、もっともっとやらなきゃあならないと思っただけですけれども、もう少し歴史的な面まで加えて、いろいろな類型を考え出していったら、最後にそれを組み立てるといって作業をせひやって頂きたい。自分ではもう能力がありませんから。そういう感じがしておりますけどね。

相川 あの、類型っていうのはね、あの、類型区分している論者はすべてそうですが、地域の名を冠しても、要するにこれは概念としての類型で、別に地域、具体的な地域の話ではない

んですね。で、問題は、あれですね、いくつかのディメンションがあって、それをどう接合するか、統合していくか、繋げ合わせていくのかというのがひとつの問題だといふうに見るんですけどね。それはさっきの中根さんの議論でいえば社会関係っていう、そういう結合様式なら結合様式はそのままそれ自体として移転しうると。で、家族の論理がそのまま集落につながり、日本社会全体につながっている、そういう論理構成を、たとえば中根さんなんかもやるわけですね。喜多野さんとか有賀さんとか。こういうことが、あの、ひとつは可能なんだろうということ。しかしそれだけで、あの、要するに社会と経済との関係をね、こう、いわば論述してしまっているかというものがあって、実はそういう社会、文化であるとか、社会結合の様式であるとかいうものは一体として独立であると同時に、しかしそれは絶えず、例えば経済なら経済との接合関係、あるいは文化様式のなかでも社会結合と意識の面との、こう、結合関係、それをひとつ、もうひとつ押さえておかないと、これは、あの、偏った考え方になるんじゃないかなあっているのがあるっていうのが私の考え方なんです。したがってやっぱり、同時に二つのことをやらなければならぬ。それぞれの概念を明確にするということ、しかし、それらがどうつながるか、という、その二つはやっぱりやらなければならないということになって。

司会 まあブラジルでね、日本の移民調査をやるのと部落会を作

りね、町内会を作り、北海道へ移民すれば神社を持ってきてやると、神社をやって結束を固めるとか、やっぱり、あの、そういう日本人のある種の行動様式、文化につながるような、僕は、家意識と言ってもいいかもしれないけれど、やっぱり文化と言いた

いんですけどね。集団形成様式、社会関係の形成の仕方、そういうのは歴史的に形成されたものが確かにあると思うんですけど。まあそのことをおっしゃっているんだろうと思うんですね。

磯辺

その北海道の場合でもね、その確かに、なんですか、開拓して、まず、あのお宮を造り、学校を造り、こうなる話ですね、しかしそれが部落にならないという議論は総研の田端君がやっていて、総研は、何ですか、実行組合型の組織で、それに乗った農協組織と、こうなって、やっぱり部落、村と違っている。こういうことを非常に強調しているわけです。

司会

だから、そこは同じだとは言いません。社会関係がぜんぜん違いますから。

磯辺

その根っこにあるのはなんか風土的なもの、と言わざるを得ないではないか、たんなる地域類型というものを越えた。そうすると、さっきの沖繩に関しても、それがどこまで行っても家ができるというような話とはちょっと違うような気がするんです。実はここに来ている杉原君と、今この四、五年、ずっと沖繩に通ってまして、ええ、それを感じるんですが、で、むしろアメリカのファミリーファームのようなああいう家族農場、その家族論理、森岡清美さんの分類でいえば、夫婦家族に属するような、その論理のほうが非常にこう親近感を持つてると。で、高橋さん言われたような東南アジアもまたそれに近いんじゃないかなるか。まあ、マレーシアなんか見ててそう思うんですが。その日本の場合、何がポイントなんだというところを最後に相川さんは、どこでしたっけか、少し急いで整理されたんで、二十一ページの一番終わりから五、六行目に、「土地の価値が労働に優越し、物神化が進行する」と、

まあ、あの言ってみれば土地幻想みたいなものが、日本の家制度の、そのなんですか根幹にあるということはどうも言おうとしておられるかなと。それに比べて例えばアメリカなんかですと、労働がまずあって、それに合わせて土地を揃えていくという、均分相続の前提の上でのそういうことですね。で、実はチャヤノフ、仕方なしに最近勉強しているんですが、あのロシアのミール共同体の場合も、三年交代で土地がなくなってきたので共同体を作らせた。十七世紀ころに、で、そうすると、そのなかで土地を人間に合わせて当然ながら分けて行くと。そうすると、土地幻想がそこから生まれる条件が全然ないんですね。で、なぜ日本だけそうなるかというところをも少し経済的に私は説明しなければいけないだろうと、その意識が乗っかっている、やっぱりそういうようなドグマに引き付けられるのは申し訳ないんですけど、乗っかっている過去の、過去労働の投資、水田社会というものをやはり、言わざるを得ないのではないのではなからうか。同じ水田社会でも東南アジアと日本と大陸と違う。そんなところをもうひとつ小分けしながらやってかざるを得ないと思いますけど。日本のように一部落でひとつの溜め池を持って、で、水路と田んぼを全部面倒見れると、基本的な構造が、それがとくに西日本に強いように思われますけれども。で、子供のころ、たしか泳いだ溜め池はちっちゃなものだったという記憶の上に乗っかってるんですけども、そういうような溜め池、日本のそういう水利、土地所有の構造というか、自分たちで造ってきたものを維持する、家産、それが家産制の基礎にあるようなそういうような仕掛けと家とは何か関係がないんだろうかと。それを繋げ、そうすると風土と歴史というこういう縦、横の軸の繋げ方にかかわってくるんですけど

れども。相川さん、その辺を最後までどういうふうになまめようとしたか、もう少し積極的なところを聞かせて頂きたい。とくに意識というものを、経済・社会までは分かるんですけど、そこに意識を加えられたことの積極的な意味はどういう形で出てくるかを、あるいは位置付けられているのか、家を捉える場合に、三つ必要だと言われる。

相川 それは宿題ということでは……

司会 いや、僕なんか社会学者ですからね、単純に考えれば、意識が変わればね、家んなかのあり方はね……。変わる

らないっていえば、変わらないという考え方もあるかもしれないが、現象形態は意識が変われば変わるもんですね。都市化の影響で意識が変われば変わると。

磯辺 意識が変われば制度も変わる。

司会 変わる。流動的にもなるし、崩れてもいくし。

磯辺 半分私もそう思うんですよ。なにもマルクスがどうってものに拘っているんじゃないんです。その変わるメカニズムというのは何だろうと。あるいは変わっていくプロセスというのはどういうふうに表示するんだらうと、捉えていくんだらうと。

松田 規範という概念をどこかで使われていましたが、これと意識という概念をどの様にならげて考えているのでしょうか。そこが明らかになれば、意識が変わってゆくということの説明につながるのではないのでしょうか。

相川 意識と規範の使い方は一般にどういうふうに通っているのかということ、ちょっと内容検討しないままに使っ

ているんですね、その時の使い方、私なんかの使い方っていうのは、こう、例えば社会関係と社会制度という関係とちょうど同じですね、意識領域においては、個人の欲求とか心情という非常に個々別々の、あの、個々の状況に左右される状況から、その社会的に認知されて、それがその制度化されるという社会規範というパースペクティブがあると思うんですね。それはちょうど個々の人達が社会関係をランダムに結びつうなから社会関係が組織として制度化されるという、そういうものと領域が違ってもちょうど同じであらうと、あれはですね、個々の人間は自らの社会規範を持っていて、それを身につけていて、それに従って行動するけれども、しかしその社会規範はその現実の社会経済的状况と必ずしも一致しないで、それを実行することが苦痛になることも多いわけですね。それを、それを一種の心理と、社会規範というのを、だから個人的欲求と社会規範というものがあって、個々人はその二つを、社会規範を身につけているし、個々人の欲求もいわば当然ながら感ずると、その両者をどのように統合して自らの行動、ビヘイビアを採択していくかというような問題だらうと思っているんです。それでさっきいった伝統主義的な意識構造とか伝統的な社会規範っていうようなのは、その両者の乖離が比較的少ないというのを伝統的っていうって、これが乖離しているやつを伝統主義的でないとして規定しているんですね。これが正しいかどうかはちょっと分からないんですが、小山さんなんか逆に違うんですね。規範と自分自身の意識のズレがありますね。これをもって、そのズレをもって社会変動のメルクマールとするんですね。私はそれはそうではなくて伝統主義的か否かを表しているんじゃない

あないかと思ってるんです。

司会 何かほかにご意見がありましたら、未だお話ししになってない方、質問でもいいですし、出して頂けたらと思えます。

小林 先ほどの磯辺先生がおっしゃた生産力を形成すると家を形成することから考えると、現実の今の農村の場合、この危機のなかにも若き経営革新者というのが出てきておりますが、ある程度実績をつけてくると、それが、あれなんでしょうが、それが家の強化という形につながるものではないでしょうか。とにかく経営権の委譲、これは当然すぐその問題が出てきますねえ。場合によったら戸主まで交代することだって例はいくらでもありま

すけれども、その場合、あの、今の、その、先程のような図式の、やはり総合的な家の強化という形で理解してよろしいのでしょうか。相川 若い後継ぎが農業について頑張るといふことですか。ええ、それである程度実績をあげると。その実績が示された場合に、それがすなわち今の問題の家というものと

どう結び付くものなのか、それが一番聞きたい。相川 家というのはいくつかの段階があると思うんですが、あの直系制的な家族の、こう基盤となるような、状況というのとは何かと考

えてみると、結局、その、個々の人間が行動する場合にですね、家を単位とするかどうかということが基本にあって、仮に家を単位として行動すれば、そこにはまあ、直系制的な家の基盤は一応持っている。それがどの程度の家的なものになるかどうかはまた別の問題であろうと。だから直系制的な家族は必要条件は個々人がいわゆる所帯・家族を行動単位として、行動・ビヘイビア

をとるかどうかだと思います。で、したがって、それでもって即家制度というのが云々というのは、いくつかの条件があるだろうと。例えば家制度というのはですね、ある意味では世代間の棲み分けみたいなところがあるんですね。世代間が棲み分けて一緒に、こう経営やっていこうという、こういうやつですから、例えば農業後継ぎができた場合には、家っていうのはどちらかっていえば、あの、親子分業してですね、しかも、現代の場合は、直系家族制においてはなるべく棲み分けをして若い者については活動の場を作っていくということが多いと。

小林 いま、その点を私も聞きたかったんですが、長野県の例なんですが、若いといっても、もう中年に入っている方ですが。葡萄でかなり成功されて、村のリーダーとしては自信を持っておられる方なんですが、最近家を建て替えて、その家のグシのところ

に家のシンボルマークをつけたものだから……相川 家族の近代化っていうか、家の解体が隠居慣行とどうつながるのか、まだ私はあんまりよく分からないんですが、昔の調査結果を見ると近代化によって親は早く隠居してですね、っていうようなことが書いてあるんですね。で、必ずしも現実はそのうでもない。自信が持てないんですね。

司会 他にどなたか。安原 遅く来たものですから、相川さんのほうでもお話し出て

いるかもしれないけれども、あの、いくつか伺いたい。一つは家の問題で理論的整理をされているわけですが、中野さんなんか書いておられるんですが、そうしますと、ここで問題とされていますのは農村の家、農家の家だけじゃあなくて、都市のですね、

自営業もひっくりくるめまして日本の家ということで問題にしてらっしゃるだろうっていう気がするんですが、その場合ですね、経営体のある方でもやはり都市の自営業と農村の家とはずいぶん違う。その場合、農村の家を、あるいは家族を家たらしめているそういう基礎はやっぱり所有なんだと思いますけれども、一つはですね、それは所有の対象が具体的に都市と農村とで違うと。都市農村をひっくり回すの家のということが先ず問題にされているというふうに理解していいんでしょうかね。それからもう一つは、あの家制度体っていうのはやはり現在でも存在していて、まあ潜在していると。なにか事があると、こう表に浮かび上がってくると、こういう考えなんですよ。その場合、現在潜在しているものっていうのは、原形がですね、そのまま存在してましてね、ポツと浮かび上がってくるという形なのか、あるいは三つの側面っておっしゃんですが、役割、所有、それから意識、それがそれぞれかなり変容しながらですね、浮かび上がってくるという形で理解されるのか、もし変容しているなら、変容しやすいものとか、変容しにくいものとか、なんか家の変化論ですね、を理解する場合の戦略的モメントというのは何だろうというようなことがあるのかないのか、そういう点をちょっと教えしてほしいと思うんですけども。

相川 一点目はですね、都市家族含めての家の概念ということ

ですが、これは中野さんのやつもそうなんですけど、一部は普遍的にもいえるだろうし、一部やっぱり農家独自のものではないんじゃないかということですね。で、中野さんの『家と同族団の理論』の書き方と全く同じなんですけど、あの、要するに家経営体として結集し家の永続的繁栄を図ると、こういう点については都

市であろうが、都市の商工業家であろうが農家であろうが同じである。したがってその限りにおいて、かなりこう結合形式あるいは意識の広がりを持つという普遍的なものであると。ただ中野さんが指摘しているように都市の場合はですね、いわゆる暖簾分けはその商工業者自体がどんどん発展するなかで、いわば暖簾分けしたからといって自らそれで減らすとかですね、といったいわば危険性がなくて逆にそれによって結束してですね、全体として大きくなるという、そういう状況で商家の暖簾分けはされるのだけれども、農家の場合にやっぱり土地資源自体はやっぱり有限なものなんです。したがって、これはその持っている生産手段というか財の基礎的な部分が商家と農家では性格を異にするという点でやっぱり同一に論じられない点もあるということですね。で、二点目は三つの局面がどういう現代社会の変容のなかで、どういう形で、こう、潜在化し、また変容していくかという脈絡ですね。これは、ちょっとなかなか難しくってですね、一樣に答えられないんですけども、あの、たとえば意識が相互作用のなかで、まあ、意味関係のなかです、生成されて社会規範化されるメカニズム、その相互関係あるいは意味関係が社会組織に制度化される側面というのは、その、生成されるメカニズムは、やはり、それぞれものによって違っているっていうっていうことは主張しているんですね。で、それに意識もいろいろな面があって、社会関係も、いろんなことがあるので一概には言えないけれども、大雑把に言えばですね、意識というのはこれは頭で考える概念ですから、ある意味での、こう、物的制約がないですね。したがって物的制約がないっていうことは、それはある意味ではかなり市場メカニズム的ですね、機能的な感じで物事が進展

するといふ側面があるのに対して、社会関係っていうのはですね、これはこの背後に物的関係が控えていてですね、これはそう軽々に社会関係を動かしていくっていうことはしづらい点があるんです。そういう点では生成あるいは変転の仕方ですね、あの、やっぱり違っていると。それをどういう形で統合して、どういうパターンで考えていくか……

司会　そろそろ時間ですけれど、一つ質問したいんですけれどね。一番最後の結論部分ですけれど、マルクスを援用して

生産関係とかいっていますけれど、生産諸関係の中に社会規範まで入るわけですか。

相川　そうですね、その二つを入れています。

司会　ちょっと、その、これはあまり聞いたことのない理解です。すので、そう言っちゃあ失礼ですけれどね、この十八ページ

です。第一規定、土台上部構造は全体社会に対する規定であると、その次の社会的政治的精神的な生活一般を制約する、これはミクロな生活次元のものであって、規定である。社会存在意志を規定する哲学一般命題、唯物論でいう一般的规定をいっていると僕は見ているんですけれどね。まあ、そういう解釈もあるということ、説明はいいんですけど、社会的政治的精神的生活過程は集団とか社会関係という、そういうものを含んでですね、ミクロな次元を言う。土台上部構造意識っていうのは社会構成全体のことをいって、大きな構造ないし機構をしゃべっていることであって、っていうような解釈もあるっていうことですね。で、そうすると改めて場の理論という中間を入れましょう、という事を考えなくても、二番目の社会的政治

的精神的過程、ここに社会的集団関係、そういうものも入りますよって言う解釈も成り立つんじゃないかというような気もしているんですけど。ちょっと、入ったのは生産関係のなかに社会規範も入るといふものですか。そこまで包括して考えなくちゃいけないんですか？。つまり、土台上部構造に社会規範を入れちゃいますとですね、社会規範を入れるところがなくなっちゃうから。生産関係のなかに入ってしまうんじゃないかという感じもしたもんですからね。

長谷川　社会規範という文化でしようね。

司会　文化だと思っんですけれどね。つまり、上部構造のなかに入る大きな文化と。それから、まあ、村のなかに入るよ

うな文化もあるだろうし。

安原　たとえば共同労働なんかやるでしょう。そうすると、仲良くやんなければならないという意識でやっているわけ

ですからね。規範という言葉が適切かどうかかわかんないけれども、やっぱり意識主体がやっていることだから、そのところをね、抽出すれば、おっしゃりたいような意味も分かる感じもするんですけど。確かに議論がたくさん出てくるころだろうと思います。

司会　何かございますでしょうか。

安原　家がちゃんと生きているのだというところが相川さんが現在の農村を御覧になって、やっぱりおっしゃりたいところなんだ、というふうに受け止めたんですけれど、そういうふう

に理解してよろしいですか。

相川　いや、もっぱら関心はですね、要するに何が残り何が変容するかというプロセスを明らかにするというのが目的

であって、それが結果としてどうなっているか、あんまり、こう、まあ、それぞれの面があるんじゃないかという感じなんですね。ただ風潮としてはあまり変化を言い過ぎたと思うんです。で、社会とは何か、社会構造の本質とは何かということを抑える時に、先程の論争ではないけれども、要するに動かないものを本質と見るか、動くものをやっぱり本質と見るか、その人の価値観によって違ってくるんですね。で、文化人類学、社会人類学は基本的には動かないものをもって本質と見るというのが一般的で、私も、そのほうが説明になるんじゃないかと。

安原 構造みたいな。

磯辺 で、しかも、そこに歴史的視点を入れたいということなんです。ひとつの軸として。

相川 そうですね。

司会 家族についてお書きになった方でも、それぞれ多少ずつ意見は違うだろうというんですけど、ほんとは、もっと

活発に、時間があればですね、いろいろ、あの、議論を出してぶっつけ合つと、あの、いうことが可能だと思うんですが、時間が短かったんで、まあ大会にむけて、どっか宿題委員会ですとめて頂いて、また大会で深めた議論をして頂けたらと思います。どうもありがとうございます。